

## 公立大学法人公立鳥取環境大学職員介護休業等に関する規程

平成24年4月1日  
鳥取環境大学規程第40号

(趣旨)

第1条 この規程は公立大学法人公立鳥取環境大学就業規則(以下「就業規則」という。)第60条第3項の規定に基づき、要介護状態にある家族の介護に従事する職員の雇用の継続と福祉の増進を目的として、介護休業及び介護のための勤務時間の変更(以下、「介護休業等」という。)並びに時間外勤務の制限及び深夜業の制限に関する取り扱いについて定めるものとする。

(要介護状態の定義)

第2条 要介護状態とは、負傷、疾病または身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいう。

2 前項の常時介護を必要とする状態は、厚生労働省の定める「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」によるものとする。

(要介護者の範囲)

第3条 介護休業等の対象となる介護を必要とする家族(以下「要介護者」という。)は、要介護状態にある次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 配偶者
- (2) 本人の父母
- (3) 子
- (4) 配偶者の父母
- (5) 祖父母、兄弟姉妹または孫であって職員が同居し、かつ扶養している者

(介護休業等の期間)

第4条 介護休業等の期間は、要介護者一人につき、通算180日を限度とする。ただし、要介護者を介護しなくなった場合は、介護休業は終了する。

(介護休業の対象者)

第5条 介護休業の対象者は、介護休業を希望する職員(日々雇用される者を除く)で、介護休業終了後も引き続き勤務する意思のある者とする。

ただし、期間を定めて雇用される者にあつては、申し出時点において次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 勤続1年未満の者
- (2) 介護休業を開始しようとする日から93日を経過する日(以下「93日経過日」という。)まで雇用関係が継続することが見込まれない者
- (3) 93日経過日から1年を経過する日までに雇用契約期間が満了し、契約更新されないことが明らかである者

(休業の申出)

第6条 介護休業希望者は、原則として休業開始予定日の2週間前までに別に定める介護休業申出書に必要事項を記入し、理事長に申し出なければならない。

なお、介護休業中の期間を定めて雇用される者が雇用契約を更新するにあたり、引き続き休業を希望する場合には、新たな雇用契約期間の初日を介護休業予定日として、介護休業申出書により再度申出を行うものとする。この場合の介護休業の期間は、更新前の雇用契約期間にかかる介護休業等の期間と通算して180日までとする。

- 2 理事長は介護休業申出書を受け取るにあたり、要介護状態等を証明する書類の提出を求められることがある。
- 3 介護休業申出書が提出されたときは、理事長は別に定める介護休業取扱通知書を交付する。
- 4 介護休業の申出は、要介護者1人につき一つの要介護状態ごとに1回とする。ただし、別に定める場合及び前項後段の申出をしようとする場合はこの限りではない。

(休業期間の変更)

第7条 介護休業の申出をした者及び介護休業中の者は、休業終了予定日の繰下げ変更もしくは繰上げ変更を行うことができる。

- 2 前項により、休業終了予定日の繰下げを希望する者は当該期間が終了する日の2週間前まで、休業終了予定日の繰上げを希望する者は変更後休業を終了しようとする日の1週間前までに、別に定める介護休業変更等申出書により理事長に申し出なければならない。
- 3 介護休業変更等申出書が提出されたときは、理事長は別に定める介護休業取扱通知書を交付する。
- 4 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1) 家族の死亡等介護休業に係る家族を介護しないこととなった場合

当該事由が発生した日(なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、学校法人と本人が話し合いの上決定した日とする。)

(2) 介護休業の申出をした者について、産前産後休業、育児休業または新たな介護休業が始まった場合

産前産後休業、育児休業または新たな介護休業の開始日の前日

- 5 前項第1号の事由が生じた場合には、介護休業の申出をした者は原則として当該事由が生じた日に理事長にその旨を申し出なければならない。

(休業申出の撤回)

第8条 介護休業の申出をした者は、介護休業開始予定日の前日までに、当該介護休業の申出を撤回することができる。

- 2 前項により介護休業の申出を撤回した者は、同一要介護者の同一要介護状態に係る介護休業を、1回に限り再度申し出ることができる。

3 介護休業申出書が提出されたときは、理事長は別に定める介護変更等休業取扱通知書を交付する。

(給与)

第9条 介護休業中の給与の支給については、公立大学法人公立鳥取環境大学給与規程(以下「給与規程」という。)で定める。

(社会保険料)

第10条 介護休業により給与が支給されない月における社会保険料の被保険者負担分については、本学が当月末日までに職員に請求し、職員は本学が指定する日までに支払うものとする。

(復職)

第11条 復職時は、休業前の資格とし、昇給については給与規程による。

(勤続年数)

第12条 介護休業期間は、退職手当計算期間としてその休業期間の2分の1に相当する期間を勤続年数として算入することができる。また、年次有給休暇付与日数算定については、これを勤続年数に算入する。

(介護のための勤務時間の変更)

第13条 要介護者を介護する職員(日々雇用される者を除く)の勤務時間は、就業規則第41条第2項に係わず、始業時刻及び終業時刻を15分刻みで最大2時間まで繰上げ又は繰下げることができる。

2 前項の請求をする者は、その期間を明らかにして、措置開始を希望する日の2週間前までに、別に定める申出書により理事長へ申し出なければならない。

3 前項の申出書が提出されたときは、理事長は介護のための勤務時間の変更に関する取扱通知書を交付する。

(介護のための時間外勤務の制限)

第14条 職員が要介護者を介護するために時間外勤務の制限を請求した場合には、就業規則第48条の規定および時間外勤務に関する協定にかかわらず、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を越えて時間外勤務および休日勤務を行わせない。

2 前項の請求をする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、制限を希望する期間を明らかにして、原則として、制限の開始を希望する日の1か月前までに、別に定める請求書を理事長に提出するものとする。

(介護のための深夜業の制限)

第15条 職員が要介護者を介護するために深夜業の制限を請求した場合には、就業規則

第48条の規定にかかわらず、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間に勤務させない。

2 前項の規定に係らず、同居する16歳以上の家族が次の各号のいずれにも該当する者については深夜業の制限を請求することができない。

(1) 深夜において就業していない者(1か月について深夜における就業が3日以下の者を含む。)であること

(2) 心身の状況が請求に係る家族の介護をすることができる者であること

(3) 6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産する予定でないか、または産後8週間以内でない者であること

3 第1項の請求をする者は、1回につき、1か月以上6か月以内の期間について、制限を希望する期間を明らかにして、原則として、制限の開始を希望する日の1か月前までに、別に定める請求書を理事長に提出するものとする。

(法令との関係)

第16条 この規程に定めのない事項については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律その他の法令及び就業規則に定めるところによる。

(委任)

第17条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第32号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。